

宮崎県立看護大学学位規程

平成 29 年 4 月 1 日
規程第 79 号

(目的)

第 1 条 この規程は、宮崎県立看護大学学則第 41 条第 2 項及び宮崎県立看護大学大学院学則第 28 条第 2 項の規定により宮崎県立看護大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類等)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位の専攻分野の名称は、看護学とする。

(学位の授与要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に博士の学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与することができる。

(学位の申請)

第 4 条 修士及び前条第 3 項の規定による博士の学位論文は、研究科長に提出するものとする。

2 提出する修士の学位論文は 1 編 3 部以上、博士の学位論文は 1 編 4 部以上とする。

3 提出した学位論文は、返還しない。

4 前条第 4 項の規定による博士の学位論文は、所定の論文審査手数料の納付手続を経て研究科長に提出するものとする。

(審査の付託)

第 5 条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、研究科会議にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第 6 条 研究科会議は、修士論文審査及び博士論文審査を付託されたとき、当該論文に係わる教員 1 名のほか、2 名以上の審査委員を選出して、論文の審査を行う。

2 博士論文審査は、予備審査に合格しなければ受けることはできない。予備審査委員は前項による。

3 前項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

(最終試験)

第 7 条 最終試験は、論文を中心として関連ある授業科目について審査委員が行うものとする。

(審査期間)

第 8 条 修士論文及び博士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

(審査結果の報告)

第 9 条 審査委員は、論文の審査並びに試験を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

(合否の判定)

第 10 条 研究科会議は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員（外国出張者及び休職者を除く。）の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第 11 条 研究科長は、研究科会議が前条第 1 項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに試験の結果を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、学位を授与すべきものと認める者には、学位記を交付して学位を授与する。

(論文要旨等の公表)

第13条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位の授与を受けた日から1年以内に、その論文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する宮崎県立看護大学リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第15条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記する。

(学位授与の報告)

第16条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則(昭和28年4月1日文科省令第9号)第12条の規定に基づき文部科学大臣に報告するものとする。

(学位授与の取消し)

第17条 本学において学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があったときは、学長は、学士については教授会の、修士及び博士については研究科会議の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 前項の決定をする場合には、構成員の3分の2以上の出席を要し、かつ、無記名投票により出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(学位記の様式)

第18条 学位記の様式は、別紙様式のとおりとする。

(雑則)

第19条 この規程に必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別紙様式第1号

大学印	第	号
	卒業証書 学位記	
	本籍(都道府県)	
	氏名	
		年 月 日生
本学所定の課程を修めて本学を卒業したことを 認め学士(看護学)の学位を授与する		
	年 月 日	
	宮崎県立看護大学長	氏名 印

別紙様式第2号

大学印	第	号
	学位記	
	本籍(都道府県)	
	氏名	
		年 月 日生
本学大学院看護学研究科の博士前期課程において所 定の単位を取得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので修士(看護学)の学位を授与する		
	年 月 日	
	宮崎県立看護大学	印

別紙様式第3号

	第 号
	学 位 記
大学印	本籍 (都道府県) 氏名
	年 月 日生
本学大学院看護学研究科の博士後期課程において所 定の単位を取得し学位論文の審査及び最終試験に合格 したので博士(看護学)の学位を授与する	
	年 月 日
	宮崎県立看護大学 印

別紙様式第4号

	第 号
	学 位 記
大学印	本籍 (都道府県) 氏名
	年 月 日生
本学大学院に学位論文を提出し、所定の審査及び最終 試験に合格したので博士(看護学)の学位を授与する	
	年 月 日
	宮崎県立看護大学 印